

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2017年度	2018年度
資産の部		
現金	7,290	6,256
(※1) 預け金	168,149	164,068
買入金銭債権	200	343
金銭の信託	-	0
有価証券	277,327	289,709
国債	35,515	32,157
地方債	41,120	38,501
社債	117,242	118,734
株式	3,885	3,808
その他の証券	79,564	96,508
貸出金	334,780	332,649
割引手形	4,808	4,715
手形貸付	21,653	19,801
証書貸付	279,215	277,146
当座貸越	29,102	30,985
外国為替	517	498
外国他店預け	517	498
その他の資産	5,311	5,642
(※2) 未決済為替貸	211	283
信金中金出資金	3,415	3,415
前払費用	21	13
未収収益	829	1,013
金融派生商品	-	0
その他の資産	834	917
有形固定資産	6,894	6,637
建物	1,750	1,820
土地	4,314	4,225
リース資産	282	237
建設仮勘定	187	-
その他の有形固定資産	359	354
無形固定資産	332	288
ソフトウェア	241	193
リース資産	66	72
その他の無形固定資産	24	22
(※3) 繰延税金資産	-	-
債務保証見返	574	651
貸倒引当金	△ 4,198	△ 3,658
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,486)	(△ 3,226)
資産の部合計	797,179	803,088

預け金(※1)

日本銀行、信金中央金庫、その他の金融機関への預け金を計上しています。

未決済為替貸(※2)

お客様からの送金・取立等について、金融機関の間で資金決済されるまで、お客様への振り替え資金を当金庫が立て替えるための勘定です。

繰延税金資産(※3)

税引前当期純利益に対する税負担額を適正に表示するため、税効果会計を適用して法人税等の調整額を計上しています。

(単位:百万円)

科目	2017年度	2018年度
負債の部		
預金積金	740,998	745,943
当座預金	22,520	26,109
普通預金	233,000	244,663
貯蓄預金	3,300	3,160
通知預金	3,306	1,389
定期預金	441,457	434,586
定期積金	34,140	32,210
その他の預金	3,273	3,823
借入金	1,506	867
借入金	1,506	867
その他の負債	2,456	2,507
(※1) 未決済為替借	337	512
未払費用	737	604
(※2) 給付補填備金	33	23
未払法人税等	63	-
前受収益	111	134
払戻未済金	23	26
職員預り金	349	360
リース債務	382	336
資産除去債務	137	118
その他の負債	279	390
賞与引当金	328	335
役員賞与引当金	17	16
退職給付引当金	1,402	800
役員退職慰労引当金	301	319
睡眠預金払戻損失引当金	48	51
偶発損失引当金	59	50
繰延税金負債	333	862
再評価に係る繰延税金負債	311	296
債務保証	574	651
負債の部合計	748,339	752,701
(※3) 純資産の部		
出資金	3,137	3,113
普通出資金	3,137	3,113
利益剰余金	41,577	42,203
利益準備金	3,148	3,148
その他利益剰余金	38,429	39,055
特別積立金	37,500	38,100
当期末処分剰余金	929	955
会員勘定合計	44,714	45,317
その他有価証券評価差額金	3,400	4,382
土地再評価差額金	725	687
評価・換算差額等合計	4,125	5,069
純資産の部合計	48,840	50,386
負債及び純資産の部合計	797,179	803,088

未決済為替借(※1)

お客様からの送金・取立等について、資金を相手の金融機関に支払うまでの間、当金庫が一時的に保留するための勘定です。

給付補填備金(※2)

お預りした定期積金の掛け込み状況に基づいて、初回掛け込みから期末までに発生した未払利息相当額を計上しています。

純資産(※3)

当金庫の自己資本を処理するための勘定で、会員の皆さまから受け入れた出資金や、各年度の利益の積み立て額等を計上しています。

財務諸表

2018年度(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
なお、単位未満の数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、但し、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(但し、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 8年～50年
その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定基準及び償却・引当基準に基づき、貸出金等について回収可能性を検討して計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債務者に対する貸出金等については、過去の貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた金額を引き当てています。
すべての貸出金等債権は資産査定基準に基づき、営業部店及び本部所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した検証部門及び自己査定審査委員会が査定結果を監査しています。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は809百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年及び5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌事業年度から損益処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)
年金資産の額 1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,806,457百万円
差引額 △136,747百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成30年3月分)
0.5467%

③補足説明

- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金109百万円を費用処理しています。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しています。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
 - 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式によっています。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 4百万円
 - 子会社等の株式の総額 33百万円
 - 子会社等に対する金銭債務総額 687百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 8,901百万円
 - 有形固定資産の圧縮記帳額 344百万円
 - 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は次のとおりであり、貸倒引当金控除前の金額です。
破綻先債権額 106百万円
延滞債権額 11,505
3か月以上延滞債権額 107
貸出条件緩和債権額 2,515
合計 14,235
破綻先債権等は以下のとおりです。
(1)破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
(2)延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
(3)3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
(4)貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
 - 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,715百万円です。
 - 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 536百万円
有価証券 4,935百万円
担保資産に対応する債務
預金 646百万円
借入金 867百万円
上記のほか、為替決済の担保として預け金10,000百万円を差し入れています。また、その他の資産には、保証金159百万円が含まれています。
 - 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づき算定し、路線価の定められていない地域においては固定資産税評価額を基にした倍率方式により算定しています。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、1,076百万円です。

26.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は、1,560百万円です。

27.出資1口当たりの純資産額 809円18銭

28.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務等の金融業務を行っています。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫では、信用リスクに関する管理諸規定や融資方針に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。信用リスク評価については、信用格付システム、信用リスク計量化システムを活用し、予想損失額、非予想損失額を把握し、その分析結果についてリスク管理委員会と協議検討を行うとともに、経営会議等に報告しています。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会において金利の変動リスクを管理しています。市場リスク管理に関する規定及び事務取扱要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、リスク管理委員会、経営会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会、経営会議等に報告しています。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用基本規定に基づき、毎期、理事会において決定された資金運用方針に従い行われています。市場運用商品の購入に当たっては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っています。また、価格変動リスクの状況やリスク限度額の遵守状況は定期的にリスク管理委員会、経営会議等に報告されています。

(iii)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、外国為替等に係るリスクヘッジ及び当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に取扱っています。具体的な取引は資金関連スワップ取引、為替先物予約取引等があります。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等です。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、当事業年度末現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、23,297百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資金繰りの状況に応じた区分及び対応を定め、流動性リスクを管理しています。流動性リスク管理における重要事項については、リスク管理委員会、経営会議等において審議・報告されています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しています。

29.金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	164,068	164,235	166
(2) 有価証券	289,236	289,558	321
満期保有目的の債券	11,728	12,049	321
その他有価証券	277,508	277,508	-
(3) 貸出金	332,649		
貸倒引当金(*1)	△3,639		
	329,009	330,885	1,875
金融資産計	782,314	784,678	2,363
(1) 預金積金	745,943	746,127	184
金融負債計	745,943	746,127	184

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、預入期間ごとに、新規に預け入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しています。但し、満期のある預け金のうち外貨定期預け金については、すべて満期が1年以内に到来するものであり、帳簿価額と時価が近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

なお、時価情報が入手できる預け金については、情報に基づき算出した価額としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額によっています。

自金庫保証付私募債は、自金庫保証付私募債の債務者区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しています。

組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえで、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しています。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 30. から 32. に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

①破綻懸念先債権、実質破綻債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定計上額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

②①以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。なお、時価情報が入手できる貸出金については、情報に基づき算出した価額(以下③も同様)。

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額。なお、残存期間が短期間(1年以内)の貸出金(証書貸付を除く)の時価は帳簿価額と近似していることから貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金積金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則、当該帳簿価額を時価としています。

財務諸表

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	33
非上場株式(*1)	125
非上場REIT(*1)	314
合計	472

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び非上場REITについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	137,568	10,500	16,000	-
有価証券(*2)	19,243	83,898	61,887	66,880
満期保有目的の債券	1,995	8,395	1,093	230
その他有価証券のうち満期があるもの	17,248	75,502	60,793	66,650
貸出金(*3)	61,868	83,785	66,554	82,836
合計	218,680	178,183	144,442	149,717

(*1) 預け金のうち、要求払預け金については、「1年以内」に含めています。

(*2) 有価証券のうち、償還予定額が見込めないものは含めていません。

(*3) 貸出金のうち、延滞している債権及び、期限の定めのないものや償還予定額が見込めないものは含めていません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	609,125	130,747	-	-

(*) 預金積金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めています。また、償還予定が見込めないものは含めていません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」について記載しています。以下 32. まで同様です。

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	7,430	7,599	168
	社債	1,719	1,764	45
	その他	2,577	2,685	107
	小計	11,728	12,049	321
合計		11,728	12,049	321

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,233	1,235	998
	債券	176,533	171,246	5,287
	国債	32,157	30,342	1,814
	地方債	30,857	29,932	925
	社債	113,518	110,971	2,547
	その他	47,779	45,886	1,892
小計	226,546	218,368	8,177	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,416	1,644	△227
	債券	3,709	3,725	△15
	地方債	212	214	△1
	社債	3,496	3,510	△13
	その他	45,836	47,788	△1,951
	小計	50,962	53,157	△2,195
合計		277,508	271,526	5,982

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	76	24	-
債券	6,507	333	0
国債	4,300	332	-
地方債	795	0	0
社債	1,412	0	0
その他	308	55	-
合計	6,893	412	0

32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当事業年度における減損処理額は、56百万円(うち、株式56百万円)です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価の取得原価に対する下落率としています。下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理することとしており、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移・信用度等を考慮し、時価の回復が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしています。

33. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	0	-

34. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に合計6,150百万円含まれています。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、45,661百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが34,224百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	77百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	830
有価証券減損処理額	40
退職給付引当金損金算入限度超過額	216
減価償却超過額	219
賞与引当金損金算入限度超過額	90
その他	321
繰延税金資産小計	1,795
評価性引当額	△1,058
繰延税金資産合計	737
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,600
繰延税金負債合計	1,600
繰延税金負債の純額	862百万円

損益計算書

(単位:百万円)

科目	2017年度	2018年度
経常収益	11,033	9,221
(※1) 資金運用収益	7,919	7,614
貸出金利息	4,825	4,477
預け金利息	259	297
有価証券利息配当金	2,748	2,752
その他の受入利息	86	87
(※2) 役務取引等収益	840	899
受入為替手数料	334	354
その他の役務収益	505	544
その他業務収益	835	429
外国為替売買益	1	4
国債等債券売却益	752	333
その他の業務収益	81	91
その他経常収益	1,438	277
貸倒引当金戻入益	-	37
償却債権取立益	194	122
株式等売却益	1,166	81
金銭の信託運用益	-	0
その他の経常収益	78	37
経常費用	9,918	8,316
(※3) 資金調達費用	396	290
預金利息	374	272
給付補填備金繰入額	17	13
借入金利息	3	2
その他の支払利息	1	1
(※4) 役務取引等費用	758	755
支払為替手数料	75	119
その他の役務費用	682	635
その他業務費用	478	20
国債等債券売却損	102	0
国債等債券償還損	373	13
その他の業務費用	2	6
経費	7,188	7,045
人件費	4,276	4,201
物件費	2,796	2,731
税金	114	112
その他経常費用	1,096	206
貸倒引当金繰入額	679	-
貸出金償却	257	70
株式等売却損	0	0
株式等償却	-	56
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	159	78
経常利益	1,115	904
特別損失	132	191
固定資産処分損	73	40
減損損失	58	151
税引前当期純利益	983	712
法人税、住民税及び事業税	165	△85
法人税等調整額	154	147
法人税等合計	320	61
当期純利益	662	650
繰越金(当期首残高)	266	266
土地再評価差額金取崩額	-	38
当期末処分剰余金	929	955

資金運用収益(※1)

貸出金や有価証券等の運用により受け入れる利息収入を計上しています。

役務取引等収益(※2)

振込み等の為替業務に係る手数料や、お客様への各種サービスに対して受け入れた手数料収入を計上しています。

資金調達費用(※3)

お預かりしているご預金の利息や、その他の資金調達に係る支払利息を計上しています。

役務取引等費用(※4)

為替業務や、サービスの提供を受けた対価として支払う手数料のほか、信用保証料の支払額等を計上しています。

損益計算書

2018年度(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
なお、単位未満の計数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。
- 子会社との取引による収益総額 0百万円
子会社との取引による費用総額 174百万円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 10円39銭
- 固定資産の減損処理にあたり、当金庫は、営業店ごとに継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位でグループピングを行い、遊休資産等については、各々1つの単位として取り扱っています。
このうち、以下の統廃合等により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産、営業キャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなった営業用店舗につきましては、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額については、正味売却価額であり、路線価等を基にした時価評価額に拠っております。

(単位:百万円)

場所	主な用途	種類	土地	建物	その他の有形固定資産等	減損損失合計
大垣市内	営業用店舗他4カ所	土地建物及びその他の有形固定資産等	81	42	17	142
大垣市外	営業用店舗他4カ所	建物及びその他の有形固定資産等	-	1	8	9
合計			81	43	25	151

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	2017年度	2018年度
当期末処分剰余金	929	955
剰余金処分額	662	662
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	62	62
特別積立金	600	600
繰越金(当期末残高)	266	293

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

監査法人による外部監査を受けています。

経営の健全性・透明性を高めるために、一定の規模以上の信用金庫について信用金庫法第38条の2の規定に基づき会計監査人による外部監査が義務付けられています。当金庫は、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けており、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は適正・適法に作成されている旨の監査意見をいただいています。

2018年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

令和元年6月21日
大垣西濃信用金庫

理事長 栗田 順公